

指定管理者による管理運営の実施状況報告

- 1 施設名： 福岡県障がい者リハビリテーションセンター
- 2 指定管理者名： 社会福祉法人福岡県厚生事業団
- 3 指定期間： 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 施設設置目的： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第八十三条第二項の規定に基づき、障がい者の自立訓練その他必要な支援を行い、もってその福祉の増進を図るため、福岡県障がい者リハビリテーションセンターを設置する。
- 5 管理運営についての点検結果(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
 - (1) 点検方法： 事業報告書、ヒアリング等をもとに、指定管理者による管理運営の実施状況の点検を行った。
 - (2) 点検結果： 別添のとおり

①管理運営状況総括表

| 大項目 | 事業計画（取り組みや改善の内容等） | 管理運営の概要 |
|----------------------|---|--|
| <p>①公共性（公益性）の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が可能な限り早期の社会復帰ができるよう、自立訓練（機能訓練、生活訓練）を実施。 ・市町村や医療機関等との連携を図り利用を促進する。 ・退所後の利用者を支援するため、関連施設との連携を図る。 ・高次脳機能障がい支援拠点機関として、同障がい者支援に積極的に取り組む。 ・福岡県発達障がい者支援センター（福岡地域）サテライトオフィス運営事業を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく施設入所支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）に取り組んだ。 ・令和5年度新規利用者39人を受け入れる一方、家庭復帰支援や就労支援を積極的に行い、56人の退所者のうち28人が家庭復帰、10人がグループホーム入所、計38名の地域生活移行を果たした。就労支援においては、56人中、4人が新規就労、3人が復職、就労継続支援A型の福祉就労が3人という成果を得た。 ・地域の福祉健康まつりへの参加、地域の障がい福祉啓発のための小学校との交流事業を実施した。 ・計画相談支援事業所・福祉施設、復職先や関係機関との連携を図り、利用者の適切な退所支援に努めた。 ・指定管理業務のほか、高次脳機能障がい支援拠点機関として、高次脳機能障がいの利用受け入れとともに、相談支援コーディネーターによる家族支援相談会を実施した。加えて、専門相談ホットラインを通じて当事者や家族、医療機関などの相談支援に取り組んだ。 ・福岡県発達障がい者支援センター（福岡地域）サテライトオフィスを設置し、相談支援を実施した。 |
| <p>②施設利用及びサービス向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの改修、事業団誌等による情報発信を行う。 ・利用者満足度調査を実施し、サービスの見直し・改善を図る。 ・社会復帰支援の取組を強化する。 ・利用希望者への支援を向上する。 ・生活訓練のより効果的なプログラムを提供する。 ・利用者見込み <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練 月平均87.0人／日 うち、機能訓練 月平均59.0人／日 生活訓練 月平均28.0人／日 ・施設入所支援 月平均68.0人／日 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員：自立訓練106人（機能訓練76人、生活訓練30人） 施設入所支援100人 ・利用者数（平均）：自立訓練69.8人／日 <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練48.1人／日（対前年度比6.6%減、対R1年度比27.5%減） 生活訓練21.6人／日（対前年度比22.0%減、対R1年度比17.9%減） 施設入所支援56.1人／日（対前年度比10.8%減、対R1年度比33.6%減） 《参考（R1）》 ・利用者数（平均）：自立訓練92.6人／日 <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練66.3人／日 生活訓練26.3人／日 施設入所支援84.5人／日 ・送迎を希望する通所者に対し、一定地域において送迎サービスを継続して実施した。 ・事業団誌の発行、パンフレットの関係機関送付や地域広報誌を活用したほか、ホームページを全面改修し、積極的に情報を発信した。また、職員が関係医療機関や基幹センターを訪問し、情報提供を行った。 ・利用者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、各職域で協議の場を持ち、改善策について検討を行った。また、調査結果や具体的な改善策（施設設備に対する要望対応等）については、利用者に対し説明の場を設けた。 ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行したことに伴い、訓練・支援プログラムを以前の状態に戻すことができた。 ・利用者の主体性・自立性を尊重し、基本的な訓練プログラムに加え、社会復帰の支援・生活の質（QOL）の拡大を目標に選択プログラム（ヨガ・水中歩行・スポーツ・音楽等）や目標志向型プログラム（日常生活動作・高次脳機能の向上、就労へ向けての評価・訓練）を実施した。 ・利用者の家庭復帰支援のための住宅改修等を目的とした家庭訪問や単身生活者の住居探しを行うなどの支援を行った。また、単身生活プログラム（施設設備を利用した独居訓練）を計画したが、訓練室をコロナ感染者の隔離室として使用したため予定変更となり実施に至らなかった。また、就労継続支援やグループホーム等のサービス利用希望者には、各サービス事業所への見学を実施した。 ・利用希望者にはできるだけ事前の見学を勧め、入所生活への適応に課題がある者には体験入所を実施した。 ・利用者がリハビリテーションに対する意欲を深めることを目的に職員によるリハビリ講座を実施した。 ・高次脳機能障がいのある利用者の増加に伴い、記憶障がい・注意障がいなどの高次脳機能障がいの様々な症状に対応するため、センター長を中心に、医学的管理に基づくリハビリテーションの質の向上に引き続き取り組むとともに、医療機関とのネットワークを再構築するなど、支援体制の充実を図った。また、発達障がいのある人に対する支援も積極的に実施した。 |

| 大項目 | 事業計画（取り組みや改善の内容等） | 管理運営の概要 |
|------------------|---|--|
| ③経営（収支）改善 | <ul style="list-style-type: none"> 提供サービスのPRを行い、利用者増を図る。 人件費、事務費、事業費（光熱水費等）の経費を適正に執行する。 | <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練及び施設入所支援のサービスについて各種PR活動（病院連携、病院訪問等）に努めたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延期に病院等への施設紹介訪問が滞ったこと等による影響で、自立訓練は69.8人と計画を下回る結果となった。 利用料金収入実績：194,093千円(対前年度比 9.3%減、R1年度比 27.0%減) 管理運営費：258,495千円(対前年度比 3.3%減、R1年度比 7.0%減) 委託料実績額：39,975千円(対前年度比 1.5%減) 歳出の前年度に対する増減額(増減率)は、人件費181千円(0.1%)減、事務費1,328千円(3.1%)増、事業費10,231千円(19.5%)減である。 <p>《参考（R1）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用料等収入 R1年度：265,804千円 管理運営費 R1年度：277,978千円 |
| ④職員確保方策及び健全な財政基盤 | <ul style="list-style-type: none"> 当法人の実態に合った職員の士気の向上に繋がる人事評価制度の導入の検討を行う。 支援拠点機関として更なる研鑽を図る。 現職員の人材育成を図り、責任ある立場の役職にも十分対応していけるだけの能力の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の試験的導入を実施した。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、専門研修などの施設外研修が縮小傾向になった一方、ZOOMなどを利用したWeb研修が増加してきた。Web研修は施設内で受講できるメリットがあるため、現職員に対して出来る範囲で参加を促し、職員の基本知識の涵養および専門知識の習得に努めるなど、人材育成を図った。 福祉・医療制度の見直しの動向について情報収集に努めた。 |
| ⑤施設管理上の個別事項 | <ul style="list-style-type: none"> 空調設備、ボイラー、エレベーター、防災設備等施設の保守管理を適切に行う。 訓練中の事故、入所生活における転倒事故等の未然防止、発生時の対応を適切に行う。 「福岡県厚生事業団個人情報保護規程」、「センター個人情報管理マニュアル」に基づき、適正に個人情報の保護を行う。 「福岡県厚生事業団虐待防止対応規程」に沿って、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の生命及び健康の安全を脅かす事態に対応するため、健康危機管理体制を整備し、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、感染症マニュアルも活用しながら利用者・来所者・職員に対し予防対策を徹底、感染症発生防止に努めてきた。 火災・地震・風水害等に備えた防災計画書を策定、避難訓練を実施するとともに、事故防止マニュアルに基づき生活場面で転倒事故防止等に努めるなど、全体的な危機管理を行った。また、災害に対するBCP（事業継続計画）を策定しており、万が一の災害時でも事業継続できるようにしている。 古賀市との協定締結により、体育館を災害時における福祉避難所として利用できるようにしている。 防犯マニュアルに基づき、利用者や職員の安全を確保している。 利用者が施設内外を問わず施設管理や施設業務等に起因する事故に遭い、施設が法律上の賠償責任を負った場合の補償として、全国社会福祉協議会の「社会福祉施設総合損害賠償制度」に加入している。 「福岡県厚生事業団個人情報保護規程」及び「センター個人情報管理マニュアル」を定めている。個人情報の取得、利用等に当たっては、利用目的を明らかにした上で本人の同意を得るとともに、個人情報の紛失、漏えい等に対する安全対策、予防措置を講じている。 利用契約時に利用者、家族に利用者情報の取り扱いについて説明、同意を得るとともに、個人情報の紛失、漏えい等に対する安全対策、予防措置を講じている。 利用者からの個人情報に関する苦情については、センター利用に係る福祉サービス苦情解決責任者（センター長）を中心に適切な対応を行うこととしている。 |

②点検結果

| | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> A+（提案内容を上回った） <input type="checkbox"/> A（提案内容をやや上回った） <input checked="" type="checkbox"/> B（概ね提案内容どおり） <input type="checkbox"/> C（提案内容をやや下回った） <input type="checkbox"/> D（提案内容を下回った） | <p>【総合コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案内容に沿って概ね適切に管理運営がなされている。 利用者の入所目的や障がいの状況を的確に把握し、支援プログラムに工夫を凝らすとともに、関係機関との連携を図り、地域生活移行を積極的に支援した結果、退所した56名のうち、28人が家庭復帰、10人がグループホーム入所する等、全体の67.9%が地域生活へ移行している。 高次脳機能障がい支援拠点機関として、相談支援コーディネーターを配置し、定期的な家族支援相談会を実施するとともに、専門相談ホットラインを通じて高次脳機能障がい当事者や家族、医療機関などの相談支援に引き続き取り組んだ。 福岡県発達障がい者支援センター（福岡地域）サテライトオフィスを設置し、発達障がいのある方やその家族、支援者などの相談支援に取り組んだ。 引き続き、関係機関との連携を強化しながら、利用者の確保に努めるとともに、訓練及び支援の質の向上を目指して施設運営に取り組む必要がある。 |
|---|--|